

令和4年度第1回田上町教育委員会定例会会議録

1. 開会年月日 令和4年4月7日午後3時00分
2. 開会場所 田上町役場 会議室2
3. 出席委員 教育長 安中 長市
教育委員（教育長職務代理者） 石田 一平
教育委員 山田 正夫、渡邊 悦子
4. 欠席委員 教育委員 齋藤 美里
5. 職務のため出席した者
事務局長 時田 雅之、指導主事 佐藤 春男、局長補佐 諸橋 弘樹
6. 会議に付した事件
 - (1) 議第1号 令和4年度各小中学校主任等の承認について
 - (2) 諸報告
 - (3) その他
7. 会議の経過及び結果

令和4年4月7日午後3時00分、令和4年度第1回田上町教育委員会定例会の開会を宣言した。本会期を1日と提案し、了承され決定した。本日の会議録署名委員に渡邊委員を指名した。

教育長 本日、齋藤委員については、お子さんの入学式ということで、欠席の連絡が来ておりますので、今日はこのメンバーで会議を行います。議事に入る前に、今年度から教育委員会の事務局長になられた時田さん。この会のメンバーとして、一言ご挨拶をお願いします。

局長 皆様、大変お疲れ様です。4月から地域整備課より異動してきました時田と申します。よろしく申し上げます。15年ほど前に教育委員会に配属になった経験はありますが、その時は一職員でしたので、こういった教育委員会や園校長会に出席することはありませんでした。初めての経験ばかりですので、皆様にご迷惑をかけないように務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 早速ですが議事に入ります。議題1号 令和4年度各小中学校主任等の承認について、をお願いします。

局長 はい。議第1号でございますが、田上町立小中学校管理運営に関する規則第24条第7項及び第25条の4第5項の規定により、令和4年度各小中学校におけ

る主任等について、別紙のとおり承認を求めるものでございます。では、説明の方は補佐が行います。

補 佐 3校から承認願が提出されています。資料 No. 1-1 をご覧ください。田上小学校につきましては、教務主任をはじめ 7 名の主任が選出されています。学年主任については複数の学級がある学年に置くこととなっていますので、4 学年と 6 学年から選出されています。まず、教務主任に藤田先生、4 学年の学年主任に小田先生、6 学年の学年主任に本間先生、研究主任が齋藤先生、保健主事が本間先生、司書教諭が井口先生、生活指導主任が小柳先生となっております。それぞれ勤続年数などを記入してありますので、ご確認いただきたいと思います。続いて、資料 No. 1-2 をご覧ください。羽生田小学校については、教務主任に白川先生、1 学年の学年主任に田口先生、2 学年の学年主任に青木先生、4 学年が阿部先生、5 学年が村木先生、研究主任に豊田先生、保健主事に多賀先生、司書教諭が田口先生、生活指導主任に同じく田口先生、事務主任に押味主任がそれぞれ選出されています。続いて、資料 No. 1-3、田上中学校です。教務主任に吉田先生、1 学年の学年主任に前田先生、2 学年が佐藤先生、3 学年が坂上先生、研究主任が田中先生、保健主事が佐藤先生、司書教諭が比護先生、生徒指導主事が半藤先生、進路指導主事に同じく半藤先生、事務主任が中澤主任となっております。教育委員会の承認を得て、県に報告することになっておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

教育長 説明が終わりました。3 校の主任等の承認ということですが、ご意見はございますか。

山田委員 質問ですが、司書教諭は司書教諭免許をお持ちでしょうか。

佐藤管理 はい。

教育長 他にご質問はありませんか。(なし。)では、ご質問がないようですので、3 校とも承認ということによろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 はい。では承認といたします。

続きまして、諸報告ですが、ほぼ 1 年間近くも議論を行っていますが、4 月の 14 日に全員協議会で営利目的使用の定義と要綱についてご説明させていただきたいと思っております資料 No. 2-1 だけでいいと思いますので、補佐からご説明をお願いします。

補 佐 分かりました。では、資料 No. 2-1 の方を説明させていただきます。施設利用に

あたっの営利目的使用の定義について、今までの経過をまとめております。
田上町地域学習センターの営利目的使用の見直しについては、令和4年1月13日開催の全員協議会でご説明したとおり、施設の設置目的自体は変更せず、営利又は宣伝目的の使用についての見直しを行うこととし、それに伴い「田上町地域学習センター条例」及び「田上町地域学習センター条例施行規則」を改正することで、ご理解をいただきました。

その際、営利目的、非営利目的使用の判断基準として、「田上町社会教育施設等の営利目的の使用の許可に関する要綱（案）」をご提案しました。さらに、2月16日開催の全員協議会で「施設利用にあたっの営利目的・非営利目的の定義について」をご説明いたしましたが、用語の定義及び根拠が不明確とのご指摘を受けましたので、執行内部で課題等を再検討いたしまして、今回、改めて「営利目的の使用の許可に関する要綱（案）」（資料 No. 1-2）をご提案します。続きまして、営利目的の使用の許可に関する要綱（案）の趣旨について、①当要綱（案）は、田上町使用料条例第2条に規定する別表第1中の「営利又は宣伝を目的として使用する場合」及び「営利を目的として使用する場合」の基準を明確にすることを目的としたものであります（要綱の名称において、使用料条例自体は「社会教育施設」に限定していないため、将来的にも不都合が生じないよう「田上町社会教育施設等」という表現を削除しております）。

②前回示した要綱（案）は、記載内容に整合性が欠けている面もあり、用語の定義も不明瞭であったため、疑義が生じないよう、できるだけ分かりやすくなるよう整理しました。

③営利目的使用の定義は、使用する主体が「会社及び個人事業主」である場合を営利目的の使用とすることを第一としました。それ以外の者が使用する場合は、その「使用目的」により判断する二段構成としました。

④前回の要綱（案）は営利目的と非営利目的の両方を事例列挙して規定していましたが、今回の要綱（案）は営利目的の使用の場合のみを規定するよう整理しました。

裏面に移りまして、定義をまとめております。今までの営利目的の使用の判断基準については、物品の販売又は宣伝その他これに類する行為をしているかどうか。あと、入場料、受講料、参加料等を徴収している行為かどうか、ということ判断をしていました。ですので、令和3年12月の交流会館使用実績より営利目的の使用と判断したものは、（株）フィールドマックスの貴金属の買

取り、フィットネス&ダンスサークルきずなが、1回あたり500円を徴収してダンスを教えていることから営利目的使用と判断しています。あと、クリスマスコンサートについては、1人あたり1,000円ということで、こちらも営利目的と判断しております。この3つが営利目的として12月に使用しております。これからの判断基準につきまして、まとめております。(1)会社及び個人事業主が使用する場合。これは追加したものです。(2)上記に規定するもの以外が使用する場合、次の事項に該当するときということで、①物品の販売又は宣伝その他これに類する行為、②入場料、受講料、参加料等を徴収する行為、③その他利益を得ようとする行為又はそれにつながる行為ということで、基本的には今までの判断基準が(2)にまとめられております。その他に会社と個人事業主が使用する場合は営利目的の使用ということで判断したいと思います。(1)の規定を追加した理由といたしましては、会社や個人事業主は、事業を行い利益を出していくことを目的としていますので、金銭のやり取りがない会議であっても、その事業のために使用することから、営利目的の使用と判断いたします。ということで、実際に12月の使用に当てはめてみると、(株)堀内組さんが社内会議で使用いたしました。その時は通常料金でしたが、この規定が適用されると営利目的の使用として2倍の使用料となります。なお、いろいろな資料が添付されていますが、①施設使用実績ということで、令和3年の12月分の使用実績をまとめてあります。これは2月16日開催の全員協議会で、施設の使用実態がわかる資料の提出要請があったことから、交流会館、地域学習センター、コミュニティセンターの使用団体及び使用状況がわかる資料を作成しました。なお、まん延防止措置の適用される前の通常に近い利用の実態ということで令和3年12月分の使用実績を用意しました。使用団体名、分類、使用目的、施設名等をまとめておまして、今までの考え方、今後の考え方での営利目的使用の判断を記載しております。今回ご説明した要綱を適用すると、「これからの考え方」欄に記載しましたが、No.2が営利目的使用となりますし、地域学習センターを使用したNo.66、No.67も営利目的の使用となります。地域学習センターについては、営利目的使用の制限が4月から適用されることになりましたので、営利目的での使用は年に4回までとなります。元の資料に戻っていただきまして、②「近隣施設の営利目的使用の考え方」を添付しました。これまでの全員協議会で、他の自治体の実態等について照会がありました。県内近隣施設における営利目的使用の実態についてまとめました。資料No.2-4をご覧ください

い。1 見附市文化ホールアルカディア。こちらについては、営利料金が3倍、定義の明文化はないということでした。会社や個人事業主が使用した場合は営利かどうかとお聞きしたところ、営利と判断しているところが、見附市のアルカディア、亀田駅前地域交流センター、黒崎市民会館の3ヶ所でした。販売や宣伝などについては、見附市のアルカディア、ネーブルみつけ、三条市体育文化会館、亀田駅前地域交流センター、栃尾地域交流拠点施設トチオーレについては営利と判断するそうです。加茂文化会館、新津地域交流センター、黒崎市民会館では、販売や宣伝をする場合は使用できないということでした。入場料や受講料を徴収する場合については、見附市のアルカディア、三条市体育文化会館、亀田駅前地域交流センター、栃尾のトチオーレは、営利として判断して使用を許可し、新津地域交流センターについては、営利として使用はできるものの、定期利用は不可ということでした。事業収支で判断するかをお聞きしたところ、三条市の体育文化会館については収支で判断することがあるそうです。黒崎市民会館については、内容により判断するということで、収支の他にいろいろな要素を加味して判断するそうですが、どちらも具体的な規定はないということです。続いて、入場料の額で判断するかということですが、アルカディアは入場料の額により使用料が変わるという階層的な金額設定になっております。他の施設については、入場料の額では判断しないという施設が多かったです。サークルが自らの活動費を徴収している場合は、すべての施設が非営利として捉えているという形でした。備考欄には、それぞれ特徴的な点などについて記載しておりますので、参考にしてください。以上で説明を終わります。

教育長 要綱がついていますが、前回の委員さんへの説明と違ったところがあったような気がするのですが、そこだけ説明してください。

補 佐 要綱(案)についてですが、資料No.2-2をご覧ください。以前は営利、非営利の規定を羅列していましたが、今回はコンパクトにまとめております。第1条に、この要綱は田上町使用料条例別表第1に規定する「営利又は宣伝を目的に使用する場合」及び「営利を目的として使用する場合」の基準について、必要な事項を定めるものとなっております。使用料条例の別表に営利使用の記載がありまして、営利の記載があるのは町民体育館、交流会館、地域学習センター、コミュニティセンターの4施設となっておりますが、営利を規定している施設に適用させる要綱ということで趣旨を規定しています。次に会社と個人事業主の定義を規定しています。会社については、会社法第2条第1項第1号に

規定する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社をいうということで、会社を定義しています。個人事業主につきましては、所得税法第 229 条に規定する開業等の届出を提出したものをいうということで、事業を行う場合は税務署に開業届を提出することになっていますが、これを提出しているかどうかで個人事業主かどうかを判断していこうと考えています。第 3 条で営利目的の使用を規定しています。会社及び個人事業主が使用する場合は営利目的の使用にあたりと規定しています。第 2 項では、前項で規定するもの以外が使用する場合、次の事項に該当するときは、営利目的の使用にあたるものとするということで、先ほども少し説明しましたが、第 1 号で物品の販売又は宣伝その他これに類する行為。第 2 号で入場料、受講料、参加料等を徴収する行為。第 3 号でその他利益を得ようとする行為又はそれにつながる行為と規定しておりまして、これらの行為があった場合は、会社や個人事業主以外でも営利目的の使用とみなすということになっております。第 3 項では、前項に該当する場合であっても町長が明らかに非営利として認めたものは、営利目的の使用とみなさないと特例の条項を設けております。第 4 条は、この要綱に定めるもののほか、営利目的の使用に関して必要な事項は町長が定めるとして、委任条項を規定しています。

教育長 一気に説明したのですが、今までやってきた中で、2 月でしたか営利目的の使用の営利と非営利の定義を出しなさいと議員さんに言われて、私共が作った訳ですが、一言でいうと営利、非営利の言葉の説明になってしまっていたのかなと思います。そうではなくて、もっと分かりやすいようにと言われまして、原点に戻って、今までどういうものを営利にしていたのだろうねというのが、資料 2-1 の 2 ページ目ですね。それを今まで議論してきた中で、ここをこういうふうに変えますというのが、真ん中の矢印の下、どこが変わったかという、会社と個人事業主が使用する場合は、基本的には営利ですよ。それからそれ以外のもので該当するのに、その他利益を得ようとする行為又はそれにつながる行為を付けたということになります。それから補佐が説明したように、要綱は、今まで羅列している形でしたが、営利目的の定義、これからこうなりましたよというのを分かりやすく入れたということで、ご理解をいただきたいと思いますが、ご質問はございませんでしょうか。

教育長 大分、整理されたと思っておりますが、石田委員さんどうですか。

石田委員 はい。行きつくとこまで行きついたので思いますが、営利、非営利に関しても、2-2 の資料でほぼ良いという気がします。ただ、資料 2-4 を見た場合に

各市町村とも細かく規定を作っているところがあるのかなのか、というのが一つの疑問です。ほとんどが私の知る限り、登録制で登録したところが非営利ということになるのが現実問題で、あまり細かく書いてあるというのは聞いたことがありません。新潟市内は多分登録制をとっているところが多いと思います。一つの目安として、この要綱は良い方向なのかなという気がします。ただ、要綱をがちがちに決めてしまうと、将来的なことを考えると多少柔軟性があったほうが良いかなと思いますけど、現状を考えた場合はこれがベストかなという気はします。

教育長 少し柔軟性のところが、生かしていきたいというのが、要綱の第3条の3に、前項に該当する場合であっても町長が明らかに非営利であるという場合は営利目的とはみなさないという、1項を入れて想定外のものが出来た場合に考えていきたいということなのです。よろしいですか。

石田委員 はい。

教育長 山田委員さん、どうですか。

山田委員 はい。営利というのはこうですとはっきりさせたことで、非営利がスッキリしてきたなと思います。片方をしっかりさせることで、反対側も見えてくるということで、良いと思います。

教育長 はい。渡邊委員さん、どうですか。

渡邊委員 はい。スッキリしてとても良いと思います。

教育長 これで、教育委員の皆さんからもこの方向で良いですよと言われましたので、これを14日の日に提案させていただいて、一部修正があるかもしれませんが、大筋で認めていただきたいということで、一応形としてこれが議員さん達に了解ということになれば、10ヶ月やってきたことが一つの終わりになります。ただ、議員さんの中で、塾だけはダメだという議員さんがおられて、今回の定義と要綱とは別物と捉えていますので、一旦これを閉めて、それ以外で議員さんがおっしゃることをこれからどういうふうを考えていくかなということなのですが、この間私の方でそういう議論があったときにお話させていただいたことは、教育委員会の考え方としては、学習センターは図書館機能があるということで、物品の販売とか営利目的の継続使用は適していないということで、それにしたんですけども、交流会館に関しては、この定義で、この要綱で説明させていただきたいと思っています。私の方でお答えさせていただいたのは、教育委員会は、塾と他の習い事とそういった活動との区別によって、片方は交流会

館を貸しますよ、片方には貸しませんよという区別はできないと、これはずうっと同じことで説明させていただいておりますので、その延長線の中で議員さんにお答えしたいと思いますが、この点はどうですか。

教育長 どうでしょうか。ここでも、その方向でという共通理解の中でお話をさせてもらっているつもりなのですが。石田委員さん、どうですか。

石田委員 概ねそのような流れでいいと思いますけどね。もともとが、複雑だったのが、シンプルになったので、それだけで余計なことにはならないと思いますけど。

教育長 山田委員さん、どうでしょうか。

山田委員 これがはっきりしてくれば、これはあっち、これはこっちということにはならないのではないのでしょうか。違いましたか、今のお話は。

教育長 私どもは、とりあえず、この定義、要綱でお願いしたいと。これを議員さんから認めていただきたいと思っています。で、これが定まれば、先ほどのお話がないかという、そうでもなくて、議員さんの中にはこれはこれだと、その他に、塾はダメだということを制約した方がいいのではないかという議員さんがいるのです。

山田委員 塾は営利に該当するでしょ。

教育長 はい。該当します。

山田委員 とすれば、塾はダメだけど他のはいいという考え方は成り立たないのではないのでしょうか。私はこれで十分だと思います。

石田委員 塾だからというのは、一種の差別的なものになってしまうので、法的にも許されることではないと思います。

山田委員 個人の好みに応じてではなく、こうやって決めた以上は、これに沿って対応していくということが大前提。そのために、これを作ったのだと思います。

教育長 渡邊委員さん、どうですか。

渡邊委員 これで十分だと思います。

石田委員 差別という言葉が一番重要なんで、それに関してもこの要綱に沿って判断してほしいと思います。

教育長 はい。では、そういう形で今日は、営利目的について議論させていただきました。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)。

教育長 続きまして、もう 1 点お話させていただきたいことがあります。それは、3 月の時にも少しお話させていただきましたが、中学校のプールが排水管と給水

管、それからろ過機もだいぶ古くなりまして、修繕をしなければならないのと、
とても使えないという状況の中で、教育委員会としては中学校と相談したら
ですね。1回温水プールに行ってみたくと、校長先生の方で大々的なアンケート
ではありませんが、何人かの子供に聞いたらすごくそっちの方がいいという意
見もあって、ちゃんと職員会議でどうするという会議をしたそうです。そうし
たら職員一同、そっち使ってみたくねというお話だったので、教育委員会とし
ては、最初に排水管、給水管の他にろ過機も予算を要求していたのですが、最
最終的な段階で、ろ過機を一旦外して、排水管、給水管は直さないといけな
いだろうけども、防火水槽の役目があるから予算として残しているのですが、ろ
過機は令和4年度の予算に上げなかったのです。そういうことで、ご提案をし
たのですが、議員さんの中でそういうことではないのではないか。中学校のプ
ールは中学校だけのものではない。中学校のプールは教育委員会管轄だけども、
それだけのものではなくて、町、町民の皆さんの財産なのだから、それを直さ
ないで、安易に加茂のプールへ行くのはいかがなものか。そのことをどうして
事前に、議会に説明をしなかったのだと言われました。それに対して私の方は、
先ほど言ったどうしてろ過機の予算を入れなかったというお話をさせてもら
って、中学校と教育委員会の相談の中で、これは教育委員会の運用であると議会
に諮るものではないという判断で、議会の方までは説明をしなかった。そうい
う説明をさせていただきました。その議員さんは、中学校が温水プールに行く
行かないに関わらず、直すべきだ。財産をそのままにしておくなということ
ですので、修理計画を出しなさいと言われていて、今、修理をするならこんな形
になるのですというものをつくらせていただいています。この件について、委
員の皆さんのご意見をいただければと思います。令和4年度は加茂のプールに
行ってみたく。それで無理ならば、直して中学校のプールに入る。実はろ過機
だけを直せばすごく快適という訳にはいかないで、その他にも直さないとい
けないのですが、そのような形をとりたくと議会にも説明させていただいて
います。この点どうですか。

山田委員 議員さんの中学校のものだけではないというのは、町民に一般開放するとい
うことですか。

教育長 そこまでは聞いていませんが、そんな言い方はしていないと思います。

石田委員 資産としてのことをお話しているのではないのでしょうか。町の資産を故障し
たままにするのはおかしいという意見だと思います。

山田委員　私の考えとしては、プールというのは非常に維持費がかかるものですよね。大型のものというのは、ある程度地域広く、広域で考えていく時代が来ているのではないかと思います。もうそろそろ変えていかないと、人口の動きなどを見た時にとても重荷になってくる財産ではないかと思います。ですから、長期的にみて、今後どういうふうに行っていくのが大事かということを考えて上で、対することが必要だと思います。その手始めとして、今回加茂市のプールを利用させてもらい、反応をみるのはとても大事なことだと思います。そういう意見です。

教育長　渡邊委員さん、どうですか。

渡邊委員　山田委員さんの意見に賛成です。

教育長　石田委員さん、どうですか。

石田委員　プールの立地条件と今の情勢を考えると、道端の野ざらし状態ですよね。風紀的な安全性に劣っていると思います。どこにカメラがあるかもしれない。そういう点でも安全上、風紀上の問題で、あのまま子供に使わせるのはいかがなものかだと思います。ただし、あのプールをどうするのかというと、防火水槽としての資産としての活用もあると思います。違う目的を持たせて活用することも大切だと思います。非常にあそこは危ない。水着姿をさらすことを考えるとあそこは難しいと思います。

教育長　実は不確定要素がありまして、昨年から加茂市のプールを使わせてほしいとっているのですが、加茂の方も加茂市の学校が優先ですよと言っています。これはやむを得ないですよ。その中でどこに入っていくかというのは、これから相談ですというのですが、昨年は2校が使っていたのですが、今年は増えるかもしれない。増えるところに入れていくかということこれから相談していく、少し厳しい面があります。最初は時期をずらせば入れますよと聞いていたのですが、それが検討するなかで、そういうご返事が返ってきているので、緊急で加茂市のプールさんと相談させていただいて、今年はそこで使えればいかなと思っています。6月7月はもうダメですよと言われている。もともと地元の小学校さんも入っていますので、もしかしたら冬になるかもしれないのですが、冬になっても中学校さんはそれでも1回行ってみたいと言っているの、行きたいと思います。

石田委員　どこの学校も老朽化していますから、加茂市のプールの利用が増えることはあっても、減ることはないですよ。

教育長 1年やってみただけでダメだということになれば、またお金がかかってもろ過機を直して、外見も見られないようにするとかそういうことになっていくと思います。予算を作成する段階と重なるので、使えない場合を考えて予算を盛っていくということになるのかなと思っています。

石田委員 ベストだと思います。

教育長 校長先生について最近もう一度子供に聞いてくれるって言ったら、10数人に聞いたけどやっぱりみんな加茂のプールに行きたいということでした。

石田委員 子供たちが使うには酷なので、ある程度理解してもらった方がいいのかな。

教育長 管理していく中で、そこまで古くなってしまったことは、強く反省しなければいけないと思います。補佐さん、あそこは何年にできたのですか。

補佐 昭和46年だったと思います。

教育長 50年くらい経っている。

石田委員 加茂市の学校で新しくプールを作ったところってありますか。

佐藤管理 聞いたことがありません。

教育長 中学校のプールだけではなく、町の体育館も含めて、施設を本気で町が見直していく、どういう方針を立てて、どういう方に行くのだというのを本気でやらなければならないと

局長 ある議員さんが言われるのは、石田委員さんが言われるように、町の方である一定の投資をした資産を修繕すれば使えるのに、なぜ簡単に使用を休止する判断に至ったのかということが一番言いたいのだろうと考えています。その反面、ある議員さんは、先ほどお話にも出ましたが、金網フェンスでしか囲っていない道路沿いのプールということもあって、性的な部分も勘案すると、更衣室もあのような状態ですし、少しでも新しい加茂市のプールに通わせた方がいいのではないかというご意見もあります。ただ、加茂に通うとなると生徒を送り迎えする算段が必要になりますし、そのスクールバス運転手の理解も必要ですし、時間や経費の関係もできますので、その辺の調整も必要かなと思っています。

教育長 これからの緊急の課題ですね。という現状でありますので、ご理解をいただきたいと思います。他に諸報告、その他の中でありますか。

局長 A3横版の資料No.3についてですが、田上中学校の年間計画です。既に出ているものと変更があったということで、再提出していただいております。変更点は、3月3日に卒業式ということで変更になっています。6日の予定が3日とい

うことです。

教育長 いや、違います。7日に卒業式をやって、8日に入試だった。ところが入試が7日になった。それを6日に卒業式をするのも案なのですが、コロナ禍において、卒業式の後に休みが2日間あった方が、子供の動きとしては楽だろう。万が一のことを考えて。ということで、入試が8日から7に変更して、卒業式が7日から3日に変更になったのだと思います。

その他にありますか。

補 佐 学校給食多子世帯軽減助成金について、予算委員会でご指摘をいただいたものです。今の制度は、田上町立の学校に行っている児童生徒だけを対象にしております。町外の学校に通っている子が何人かいるので、それらも対象にならないのかとご意見を頂きました。まだ検討の段階ですが、同じ町民でありますし、それらも含めて補助する必要があるのではないかと考えています。町外の小中学校、中等教育学校の前期、特別支援学校の小中学部、義務教育学校などに在籍する児童生徒も対象にしていこうというものです。こうした場合の影響額についてですが、第2子が1人増、第3人が1人増ということで、金額として80,850円となります。既決予算内で対応が可能ということ、今後も大きい増加が見込めないことから、この形で町長部局と協議していきたいと思っております。現在、課題になっている点は、小学校から中学校に2人以上在籍している兄弟姉妹を対象としていますが、中学校を卒業するとその対象から外れることとなります。そこで、高校生までをカウントの対象にして、高校生に兄がいたらそれを1番目として数えられるようにしたらいいのではないかとご意見をいただいております。それについては、どのくらいの影響額があるのか試算をしているところですが、町外の小中学校を対象にすることよりも多くなるのではないかと見込んでいます。そこで必要な経費をみながら町長と協議をしていきたいと考えております。ご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

石田委員 結構増えそうですね。

補 佐 現在、試算中です。10歳くらいの年の差のある兄弟は多いと思っておりますので、影響額もある程度多くなると思っております。

教育長 議員さんからそういうご意見をいただいたのですが、教育委員会と町長との答えは、今のところ中学校と小学校のことで考えているので、今のところはここまで広げる考えまでには至っていません。広げられれば一番いいと思っておりますが、予算の都合もあるので、というふうに答えています。ただ、議員さんの方

から人数だけは出してねとされています。

石田委員　ここまで広げられればすごいと思いますが、今までは義務教育の中で考えてきた。

山田委員　義務教育の小中学校だから出すということで考えていた。高校になれば給食はない。

教育長　子供が高校生になっても中学生、小学生がいれば、それだけ大変じゃないですか。その高校生の分を補助するのではなく、中学校や小学校にいる 2 番目 3 番目の子供の給食を補助したらどうですか。一つの考え方です。

山田委員　悪いことではないですが。

教育長　20 万とか 30 万であれば今の予算の中で動けますが、それが 300 万とかというふうになると、また予算を増やさなければならぬので、それはまた町長の判断ではないかと思います。

局 長　今現在、年間の出生数が 50 人弱くらいだったと記憶しています。今、兄弟のカウントを高校生まで拡大した場合は、予算額は結構の広がりを見せると思いますが、これが例えば、5 年後、6 年後と年数を経てくると人口減少の影響に伴って、今の予算額で収まるかもしれない。

教育長　たしかにありますね。それを議員さんもおっしゃっていました。

局 長　カウントが高校生までとなると、90%以上の方は高校に進学するのでしょうけども、中には家庭の事情でお勤めにできる生徒さんもいるかもしれません。ですので、規定を作る際は、高校という表現はできない。18 歳以上などの表記にする必要があると思います。規定の書き方が難しいと思います。

石田委員　高校生というくくりは難しいということですね。18 歳という年齢を入れた方がすっきりするかもしれませんね。

教育長　町長の施策の一つですから、最終的には町長が結論を出すと思います。

他になければ終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員　はい。

教育長　では、以上で第 1 回定例教育委員会を閉会したいと思います。